

大和市告示第4号

大和市障がい福祉施設等物価高騰対策支援金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年1月4日

大和市長 古谷田 力

大和市障がい福祉施設等物価高騰対策支援金事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市障がい福祉施設等物価高騰対策支援金事業実施要綱（令和5年大和市告示第145号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「令和5年7月1日」を「令和6年1月1日」に改め、同項第2号中「第4条第1項」を「第4条」に、「令和5年9月30日」を「令和6年3月31日」に改める。

別表第1、1の項中「令和5年7月1日」を「令和6年1月1日」に、「14,000円」を「18,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年1月9日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の大和市障がい福祉施設等物価高騰対策支援金事業実施要綱の規定により支給決定された支援金については、なお従前の例による。